

30 国際第 1218 号

関税割当公表第 78 号

平成31年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の油脂（以下「バター及びバターオイル」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成31年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成31年3月8日

農 林 水 産 省

## 記

### 第1 割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品

バター及びバターオイル（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0405.10号及び第0405.90号に規定するもの）

#### 2 割当数量 別途公表

#### 3 通関期限 平成32年3月31日

### 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

ただし、第5の1に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

### 第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の1に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

#### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

##### 1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成31年4月1日(月)から同年4月9日(火)まで

(2) 平成31年6月3日(月)から同年6月5日(水)まで

(3) 平成31年8月1日(木)から同年8月5日(月)まで

(4) 平成31年10月1日(火)から同年10月3日(木)まで

(5) 平成31年12月2日(月)から同年12月4日(水)まで

(6) 平成32年2月3日(月)から同年2月5日(水)まで

##### 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

#### 第5 関税割当申請者の資格

##### 1 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、平成30年度における還元乳の製造実績を有する者であって、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造する者

##### 2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児(母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第2項に規定する乳児をいう。)その他農林水産大臣が指定する者(畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣が指定する者(平成13年3月26日農林水産省告示第453号)に規定する者をいう。)の飲用に供するため当該区域内で消費者が購入する調製粉乳(別記様式1による表示を付したものに限る。)を製造する者

##### 3 国際線航空機用

国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けている者であって、平成31年度において、国際線航空機にバター及びバターオイルを供給する者

#### 4 外国見本市用

国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）において、バター及びバターオイルを展示販売（展示販売とは、見本市開催場所に見本市である旨の表示を行い、対面により商品説明（以下「対面説明」という。）を実施の上、商品を販売することをいう。）することが確実な者であり、在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けた者であって、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者

### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

#### 1 沖縄還元乳製造原料用

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の輸入実績及び還元乳製造実績数量等一覧表（別記様式2）
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の輸入計画数量及び還元乳製造計画数量等一覧表（別記様式3）
- (3) 下記の書類及び資料
  - ア 還元乳製造工場名及びその所在地を記載した書類
  - イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
  - ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
  - エ 工場工程見取図
  - オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時

点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

- (4) この関税割当てにより割当てを受けたバター及びバターオイルを沖縄県内において消費する還元乳の製造にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

## 2 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の輸入実績及び沖縄乳児等用調製粉乳製造実績等一覧表（別記様式4）

- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の輸入計画及び沖縄乳児等用調製粉乳製造計画等一覧表（別記様式5）

- (3) 下記の書類及び資料

- ア 沖縄乳児等用調製粉乳製造工場名及びその所在地を記載した書類
- イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
- ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
- エ 工場工程見取図
- オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

- (4) この関税割当てにより割当てを受けたバター及びバターオイルを沖縄乳児等用調製粉乳の製造にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

## 3 国際線航空機用

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間のバター及びバターオイルの輸入実績及び使用実績等一覧表（別記様式6）

(2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間のバター及びバターオイルの輸入見込み及び使用見込み等一覧表（別記様式7）

(3) 下記の書類及び資料

ア 国際空港内における国際線航空機飲食料品加工補給業者として空港管理規則第12条の規定に基づく国土交通省地方航空局長の構内営業の承認を受けていることを証する書類

イ 当該国際空港内に加工工場を有し、かつ、その周辺に使用できる倉庫を所有していることを証する書類

ウ 事業の概要（申請者が他の事業を兼営している場合はその事業の概要を含む）

エ 営業しようとする空港及び事業所付近の見取図

オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

(4) この関税割当てにより割当てを受けたバター及びバターオイルを国際線航空機用にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

#### 4 外国見本市用

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の見本市開催の概要（別記様式8）

(2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の見本市の開催計画書（別記様式9）

(3) 下記の書類及び資料

ア 在日本国大使館から見本市の出品者である旨の確認を受けたことを証する書類

イ 当該見本市の見取図（複数の開催場所がある場合には、見取図に代

えて開催場所一覧（開催場所名、住所等を一覧にしたもの）を提出すること）

ウ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてウの書類の内容に変更のないものは、ウの書類の添付を必要としない。

(4) この関税割当てにより割当てを受けたバター及びバターオイルを外国見本市用にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（1の(4)及び2の(4)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載された平成30年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、平成31年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

#### 第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、以下の書類を生産局長に1部提出するものとする。
  - (1) 外国見本市用にあつては、個別の見本市終了後、1ヵ月以内に割当てを受けた物品の個別見本市開催の概要（別記様式10）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写し。
  - (2) それ以外にあつては、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヵ月以内（第4四半期にあつては、平成32年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式11）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写し。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に（予定）と記入すること。
- 2 外国見本市用にあつては、見本市開催期間中における販売数量が輸入数量を下回った場合には、その下回った数量及び重量並びに取扱いについて生産局長に遅滞なく報告するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

#### 第11 その他

- 1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の1に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。  
（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。  
なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。
- 5 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を生産局長に提出することができる。
- 6 生産局長は、第5の2の割当てに関し、必要と認めた場合は、沖縄県知事の意見を聴取することがある。
- 7 関税割当証明書の発給を受けてバター及びバターオイルを輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）との間で、所定の手続きを行わなければならない。
- 8 第5の4にあっては、前項の機構との手続きの際、本関税割当公表に基づき農林水産省に提出した資料（関税割当申請書を除く。）の写しを機構に提出しなければならない。
- 9 第5の4にあっては、見本市の規模、期間等の計画変更があった場合に



は、速やかに生産局長に報告しなければならない。

- 10 第5の4にあっては、すべての外国見本市開催場所において、対面説明者の氏名、各担当日時等を記録する帳簿(別記様式12)を備え、常時、記帳しなければならない。
- 11 前項の帳簿については、見本市の開催日から1年間保管するものとし、農林水産省の求めがあった場合には、直ちに提出しなければならない。この場合において、提出された帳簿により対面説明の事実が確認できないときは、次回の割当てを行わない場合がある。
- 12 第5の4にあっては、第5の4に定めた展示販売の方法によらず販売しようとする時には、当該販売分について、7の機構との手続きにおいて締結した契約に基づき、機構への売渡しを行うものとする。
- 13 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 14 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。